

大阪市立住吉区民センター指定管理者 宛

団体所在地

(個人の場合は住所)

団体名称

団体代表者氏名

(個人の場合は氏名)

担当者氏名

(電話番号

)

新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止のための 施設利用にかかる誓約書

大阪市立住吉区民センターを利用するにあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため下記の事項を確認し、別紙（裏面）の誓約事項を厳守することを誓約します。

記

確認事項

1. 大阪府からの指示に基づく対策の実施を前提に供用しております。別添の誓約事項に掲げる対策を実施していただけない場合は施設の使用許可を取り消す場合があります。
2. 万が一感染が発生した場合、ご利用団体に関する情報や担当者及び担当者連絡先などの情報を公的機関に提供する場合があります。また、参加者の氏名、連絡先を公的機関に提供いただく場合があります。
3. 「新型インフルエンザ等特別措置法」に基づき、大阪府知事が大阪府域に緊急事態宣言等を行い、施設等の使用制限の要請を行った場合は、使用制限期間中の施設使用許可を取り消すことがあります。なお、その場合の補償は行いません。
4. 使用許可後にキャンセルされた場合は、理由に関わらず申し出期日に応じてキャンセル料が発生します。
5. この誓約内容は、誓約日現在の大阪府、大阪市の方針に基づいておりますので、今後の情勢により、利用日時点においては制限が緩和される場合、もしくは、更なる追加の対策が求められる場合があります。
6. 大阪府の感染拡大防止に向けた取り組みに則ったご利用をお願いします。

大阪府ウェブサイト「感染拡大防止に向けた取り組み」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html>

誓約事項 ※すべての内容をご確認のうえ□にチェックをいれてください。

①人と人との距離、飛沫感染対策等

- 参加者全員にマスク着用の呼びかけを徹底し、マスクを持参していない参加者には主催者側で配布する。
- 人と人との接触を避け、対人距離を確保する。密にならないように工夫し、入場者の整理を行う。
- 出演者から客席までの距離は2m以上を目安に確保するなど、会場内での飛沫感染対策を行う。
- 入退室時や集合場所等において人と人との間隔を十分に確保し、密集を回避する。
- ホールでの催事では係員を配置して誘導するなど、入退室はできるだけ速やかに行い、滞留時間が少なくなるように努める。
- 作品・パネル展示など、会場内を回遊するイベントで利用する場合は、混雑時に入場制限を実施するとともに、展示物の配置や一方通行の設定などにより人と人との間隔を十分に確保する。
- 参加者に大声で会話を行わないよう周知する。
- 調理実習室及びホール控室での飲食はマスク会食を徹底する。
- 利用している施設の換気を行うこと（窓や扉の開放など）。

<収容率 100%以内で開催可能な場合>

- 大声での歓声・声援等がない利用であることを前提とし、席がない場合は人と人との間に適切な間隔をとる。
- 大声を出す参加者がいた場合には注意等を行う。

<収容率 50%以内で開催可能な場合>

- 大声での歓声・声援等がある場合は、座席を1席空け、席がない場合は人と人との距離を1mを目安に確保し、お互いの接触を避けさせる。
- 但し、座席等を使用する場合に限り、同一グループ（5人以内に限り）内では座席間隔を設けなくてもよい。

②入場時の対応

- 軽度であっても、発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人は参加しないよう呼びかける。
- 利用日当日には参加者に検温をしていただくなど、発熱がないかどうかの確認をする。（体温計は主催者側で準備する。）

③消毒等

- 主催者は消毒液を準備する。
- 参加者全員に手指消毒を徹底する。
- 他人と共有する物品や手が頻回に触れることが最低限となるよう工夫する。
また、他者と共有する物品や不特定の方が手を触れる場所の消毒に努める。
- ホール利用に際しては、入口に消毒液を設置し、ホールへの入場前に参加者全員に手指消毒を徹底する。

④参加者名簿の作成等

- 万が一、感染が発生した場合に備え、参加者全員の氏名、連絡先名簿を作成するか、参加者全員に「大阪コロナ追跡システム」または接触確認アプリ「COCOA」の登録を周知する。

⑤その他

- イベント等、参加者に入場料等料金を徴収する場合において、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、急遽払い戻しを行う場合や、発熱等有症状者へ入場をお断りした際の払い戻しの措置等を規定しておくこと。住吉区民センターでは一切の補償を行いません。